2023年8月28日

「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3(コスタリカ、エルサルバドル、ペルー)(QCBS)」 (公示日:2023 年 8 月 9 日/調達管理番号:23a00120)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.15 第2章特記仕様書案 2)エルサルバドル災害復旧スタンドバイ借款 4. 防災の主流化	企画競争説明書 p.15 に「財務省(MH)、農牧省(MAG)、保健省(MINSAL)、公共事業運輸省(MOPT)、観光省(MITUR)を訪問し情報収集、現状把握を行う」とあります。他方、有効性・インパクトで確認する政策アクションの担当機関・事業効果のモニタリング担当部署は、DGPC(エルサルバドル市民防災局)、DACGER(気候変動リスク管理戦略局)、DGOA(環境監視総局)です。訪問する情報収集先は実施機関(MH)に加え、(MAG、MINSAL、MOPT、MITUR ではなく)DGPC、DACGER、DGOAではないでしょうか。	り、新型コロナウイルス感染症流行による国家非常事態宣言をトリガーとして資金の貸付実行が実施されました。そのため、政策アクションの担当機関と、貸付実行された資金を実際に使用して事業を実施した機関の双方から情報収集を行うこととします。 企画競争説明書に記載の情報収集先について、以下のとおり訂正します。

			候変動適応・リスク管理戦略局(DACGER)、		
			│環境・天然資源省(MARN)環境監視総局│		
			(DGOA)、農牧省(MAG)、保健省(MINSAL)、		
			観光省(MITUR)から情報収集を行う。		
2	p.16	企画競争説明書 p.16 に『「インパクト」は改革ア	本事業の実施機関である財務省を中心に情		
	第2章特記仕様書案	クションから生まれる間接的ないし中長期的な	報収集を行うことを想定しています。現時点で調		
	2)エルサルバドル災害復旧スタ	アウトカムを(中略)財務省(MH)が作成する調	査報告書を当機構で入手しているわけではあり		
	ンドバイ借款	査報告書で確認し』とあります。財務省の調査	ません。		
	4. 防災の主流化	報告書が別にあり、ご提供頂けると考えて良い			
		でしょうか。(今回「PCR」としてご提供いただい			
		た財務省の文書は、コロナ緊急対策に用いられ			
		た本事業の資金の使途を説明するためのもの			
		で、上記の調査報告書とは異なるようです。)			
3	エルサルバドル災害復旧スタンド	ご提供いただいた Anexo A は、誰が作成したど	Anexo A は当機構とエルサルバドル政府と		
	バイ借款の配布資料	のような文書なのでしょうか?上記 PCR には、	の間で作成した文書です。当初の政策アクシ		
		今回ご提供頂いていない添付文書が 4 点ある	ョンマトリクスは事業開始後に更新されてお		
		ようですが、目次を見ますと、その中に上記	り、更新された政策アクションの貸付実行前		
		Anexo A は含まれておりません。	(2020年3月時点)の達成状況を記載したも		
			のです。		
			なお、PCR の添付文書(Annex1, 2, 3, 4)		
			を追加で配布します。 JICA 評価部		
			(jicaev@jica.go.jp)へご連絡の上、入手いた		
			だけますようお願いいたします。誓約書をご		
			提出いただき、配付いたします。		
	以上は第1回回答済み(2023年8月21日)				
4	p.16 第4条 2)エルサルバドル	9 行目「…について、財務省が作成する調査報	財務省が作成する調査報告書について、現時		
	災害復旧スタンドバイ借款	告書で確認し、これをインパクトとして把握・分	点で確認ができていないため、以下のとおり		
		析する」とあります。	訂正します。		
		この報告書にかかる質問への回答2では、「現			
		•			

	T		1
		時点では、(財務省が作成する)資料を当機構	1
		で入手しているわけではありません。」とありま	
		す。	【訂正前】
		この調査報告書とは、現時点では貴機構で入	
		手していないが、事後評価時には入手できるこ	│ 化、 Build Back Better コンセプトに基づく災害 │
		とになっている、ということでしょうか?	復旧事業の迅速化、被災住民の生活回復・安定
			化等について <u>、財務省が作成する調査報告書で</u>
			確認し、これをインパクトとして把握・分析する。
			【訂正後】
			本の主体/ 定性的効果である災害リスク軽減・管理能力強
			化、Build Back Better コンセプトに基づく災害
			復旧事業の迅速化、被災住民の生活回復・安定
			後に事業の危险に、被及住民の主活回復・女だ 化等について、 実施機関への質問票やインタビ
			元寺に ろいて、 <u>実施協関への負向票やインプし</u> ュ ーで確認し 、これをインパクトとして把握・分析
_	OO FILAT . O. FILAT .	-0-10-10-10-1-1-1-1-1-1-7-0-1-F(//)	する。
5	p.23 別紙1、p31 別紙2	プロポーザルに記載されるべき事項のうち「(1)	
		コンサルタントの経験、能力」において「ワークラ	
		イフバランス認定」についても評価されるとあり	
		ますが、JICA 説明会資料で表示されていた新	
		しい表紙の様式 2-1 を、貴サイトで見つけること	でも評価します。)
		ができませんでした。掲載されている URL をご	また、認定証等の写しについては、写しの内容
		教示下さい。	が見えづらいことがありますので、「えるぼし
		表紙の改訂がまだの場合は、ワークライフバラ	認定段階*」等の説明を追記願います。
		ンス認定については、どこに記載することが想	
		定されているかご教示下さい。	
		 説明会でのお話では、表紙の継続として直後に	
		項目を立てて記載することを求められていると	

理解しておりましたが違いますか。	
「3)その他参考となる情報」に記載すべきでしょ	
うか。	
あるいは両方、すなわち認定証等は表紙直後	
に添付しつつ3)で具体的内容の説明を別途記	
載する必要がありますか。	

以 上